

「取引所為替証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成28年11月21日)

現 行	変 更 後
(表紙) 平成27年12月	(表紙) 平成28年11月
取引所為替証拠金取引の仕組みについて ☆～☆ (省 略) ☆益金に係る税金 (1)個人のお客様に対する課税 本取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「 <u>雑所得</u> 」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です。 (省 略) 金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1)～(2) (省 略) (3) お問合せ・苦情受付窓口 (省 略) サポートセンター 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号 TEL 0120-729-365 受付時間：土日、元日を除く8時～ <u>21</u> 時 (以下省略)	取引所為替証拠金取引の仕組みについて ☆～☆ (現行どおり) ☆益金に係る税金 (1)個人のお客様に対する課税 本取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「 <u>先物取引に係る雑所得等</u> 」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です。 (現行どおり) 金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1)～(2) (現行どおり) (3) お問合せ・苦情受付窓口 (現行どおり) サポートセンター 〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号 TEL 0120-729-365 受付時間：土日、元日を除く8時～ <u>18</u> 時 (以下現行どおり)
平成27年12月28日	平成28年11月21日